

訪問型従前相当サービス(独自) サービスコード表

※単価は出来高

サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	コード表		算定単位
			種類	項目	
訪問型独自サービス費Ⅳ	事業対象者・要支援 1・2 1月の中で4回までのサービスを行った場合	267単位	A2	2411	1回につき
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90% ※平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる	240単位	A2	
訪問型独自サービス費Ⅴ	事業対象者・要支援 1・2 1月の中で5回から8回までのサービスを行った場合	271単位	A2	2511	
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90% ※平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる	244単位	A2	
訪問型独自サービス費Ⅵ	事業対象者・要支援 2 1月の中で9回から12回までのサービスを行った場合 ※事業対象者は特別な理由により要支援 2の区分支給限度額適用者	286単位	A2	2621	
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90% ※平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる	257単位	A2	
訪問型サービス費(短時間サービス)	事業対象者・要支援 1・2 主に身体介護を行う場合。22回まで算定可能	166単位	A2	1411	
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者 20人以上にサービスを行う場合 × 90% ※平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる	149単位	A2	
特別地域加算	所定単位の15%加算		A2	8002	
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位の10%加算		A2	8102	
中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算	所定単位の5%加算		A2	8112	
初回加算	200単位加算(1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	A2	4001	
生活機能向上連携加算 ※平成30年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱いに準ずる	①生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位加算(1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	100単位	A2	4003	
	②生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位加算(1月) ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。	200単位	A2	4002	
介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ) +所定単位×137/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		A2	6269	
	②介護職員処遇改善加算(Ⅱ) +所定単位×100/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		A2	6270	
	③介護職員処遇改善加算(Ⅲ) +所定単位×55/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		A2	6271	
	④介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ③で算定した単位の90%加算 ※給付において廃止される同時期に廃止 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		A2	6273	
	⑤介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ③で算定した単位の80%加算 ※給付において廃止される同時期に廃止 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		A2	6275	
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) +所定単位×63/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		A2	6278	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) +所定単位×42/1000 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		A2	6279	